

青森県報

第三千五百五十一号

平成二十四年
六月十三日
(水曜日)

目 次

生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出	(同)	一
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	(高齢福祉課)	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(同)	二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	(同)	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	三
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出	(障害福祉課)	三
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出	(会計管理課)	三
証紙売りさばき人の指定	(同)	四
大規模小売店舗の新設に関する届出	(商工政策課)	四
建設業者の許可の取消し	(東青地域局)	五
右	(同)	五
右	(中南地域局)	五
右	(同)	六

告 示

青森県告示第四百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	居宅介護事業者		居宅介護事業所の種類	居宅介護事業所		変更年月日
	名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
変更前	医療法人 謙昌会	八戸市大字大久保字大森三二の二	認知症対応型共同生活介護	グループホームあみずの家	八戸市大字新井田字外一久保三の一	平成二十四・四・一
変更後	社会福祉法人 吉幸社	三戸郡田子町大字田子七丁目市上ノ平六〇	"	グループホームみづの郷	三戸郡田子町大字茂市二丁目仲田二の二	"

青森県告示第四百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の

公示する。

平成二十四年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	名称	名称	指 月 日 定
有限会社リブ ライズ	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	平成 二 四 ・ 六 一
社会福祉法人 福生会	三戸郡南部町大字 桶屋平九の六〇	スマイル居宅介護 支援事業所	三戸郡階上町蒼 前西二丁目九の 九八八	"
	三戸郡南部町大字 一 二 の 六 七		三戸郡南部町大 字 一 二 の 六 七	

青森県告示第四百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は 氏名	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年 月 日
株式会社ゆとり	主たる事務所の所在地又は住所	訪問看護	名称	所在地	平成 二 四 ・ 六 一
株式会社コサカ・ライ フサポート	八戸市諏訪二丁目 六の一八	訪問看護	名称	所在地	"
	八戸市一番町二丁目 三の一	訪問看護	ケア・ステーション ヘルパー	八戸市一番町二丁目 三の一	"
	八戸市六ヶ所村 大字泊字ノ内	介護用具貸与	在宅生活レ ンタルサー ビス	上北郡六ヶ所村 大字泊字焼山二 六二の五	"

特定非営利活動法人在 宅生活	上北郡六ヶ所村 大字泊字ノ内 二 一 六 の 二	特定介護 用具販売	在宅生活レ ンタルサー ビス	上北郡六ヶ所村 大字泊字焼山二 六二の五	"
-------------------	--	--------------	----------------------	----------------------------	---

社会福祉法 人福生会	三戸郡南部町大 字 一 二 の 六 七	訪問看護	スマイルセン ター	三戸郡南部町大 字 一 二 の 六 七	"
---------------	---------------------------------------	------	--------------	---------------------------------------	---

青森県告示第四百九十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十四年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区別	名称	所在地	変更年月日
変更前	ハッピー・ドラッグ田向店	八戸市大字田向字毘沙門 平三二の一	平成二四・五・一四
変更後	ハッピー調剤薬局田向店		

青森県告示第四百九十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十四年五月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
黒石市大字横町一の二
工藤 修佐久

青森県告示第四百九十九号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和二十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十四年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

黒石市大字横町一の一

工藤 勤

二 指定年月日

平成二十四年六月四日

三 売りさばき場所

黒石市大字横町一の一

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド青森二号店

青森市三好二丁目二の三〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町一の一

代表取締役 山田昇

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町一の一

代表取締役 山田昇

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年一月二十六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、六二二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一〇〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

二〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一一九・四平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

六二・五立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十四年五月二十五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場 所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期 間

平成二十四年六月十三日から同年十月十三日まで

3 時 間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年十月十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言 語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 八桁建築

二 氏名 八桁 英彦

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字清水川字和山五二の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一七三三三号

五 取消年月日 平成二十四年五月十八日

六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 オーバースライダー北奥羽販売株式会社

二 代表者の氏名 倉谷 昌元

三 主たる営業所の所在地 青森市篠田三丁目一〇の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第一〇〇五九八号

五 取消年月日 平成二十四年五月十八日

六 取消しに係る建設業の許可 建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年四月一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社大儀物産

二 代表者の氏名 幸田 義弘

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡藤崎町大字藤崎字武元一九

四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第一五一四四号

五 取消年月日 平成二十四年五月八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年四月十二日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 佐藤建築工業

二 氏名 佐藤 武治

三 主たる営業所の所在地 中津軽郡西目屋村大字大秋字鶴住九五の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第一四四二二号

五 取消年月日 平成二十四年五月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年四月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭